

令和7年度宇和島市海洋ごみ対策セミナー開催業務 仕様書

1 業務名

令和7年度宇和島市海洋ごみ対策セミナー開催業務

2 目的

海洋ごみ対策の推進を図るためには、市民、事業者、民間団体及び行政の各主体の連携と取り組みの強化が重要である。海洋ごみ問題の有識者による講演や市内海岸で海洋ごみ回収に取り組む漁業関係者等の活動紹介を行うことで、市民の海洋ごみ削減に向けた意識醸成を図り、自分にできることから実践に繋げるためのきっかけづくりを目的としてセミナーを開催する。

3 委託期間

契約締結の翌日から令和7年12月26日（金）まで

4 業務の内容

(1) セミナーの要件

- ① 開催時期：令和7年10月18日（土）13時00分～2時間程度
- ② 開催場所：生涯学習センター ホール及びホワイエ（宇和島市鶴島町8番3号）
- ③ 対象者：市民
- ④ 募集人数：230人程度
- ⑤ 当日次第
 - ・参加者受付（事前受け付けは発注者にて行う。）
 - ・開会
 - ・開会あいさつ
 - ・市担当者から取り組みの報告
 - ・学識経験者による講演
 - ・海岸漂着物の回収等に積極的に取り組む漁業関係者等による活動事例の発表
 - ・閉会

(2) 参加者の事前受け付けは発注者にて行うが、セミナーを開催するために必要な会場借り上げ、会場設営、会場サイン、講演講師等・会場スタッフの手配、当日受付、進行管理等に係る一切の業務を行うこと。

(3) 本業務の広報活動について、募集広告に係るチラシ案の作成を行うとともに、告知映像・音声を作成のうえテレビ・ラジオで放映し、広報活動に協力すること。加えて、効果的な広報や募集方法があれば提案すること。また、セミナーの開催時に撮影した写真等を活用し、開催後に実施内容を取りまとめ、発注者がホームページ・SNSで公開できるように、開催後の周知活動に協力すること。

(4) 学識経験者による講演は、海洋ごみの現状や回収の意義等について説明を行うこと。なお、講演を行う学識経験者の選定及び講演内容については事前に提案するとともに、講演内容についてはセミナー開催日の一週間前までに市に資料送付し担当者の確認を受けるものとする。

(5) 海岸漂着物の回収等に積極的に取り組む漁業関係者等による活動内容や今後の目標等について発表を行うこと。なお、発表を行う漁業関係者等の選定については事前に提案するとともに、発表内容についてはセミナー開催日の一週間前までに市に資料送付し担当者の

確認を受けるものとする。

(6) その他、目的を達成するために効果的な業務を実施すること。

5 業務計画書及び報告書の提出

(1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとにセミナーの実施内容等の具体的な業務内容について発注者と協議のうえ、業務計画書を作成し発注者に提出すること。

(2) 委託業務完了後は実績報告書を提出すること。

(3) 業務委託の実施状況について、市ホームページ上に掲載できる写真を提出すること。

(4) 市は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(5) 市は、業務実施過程で本仕様書記載内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、契約金額の範囲内で対応できる仕様変更については、発注者の要望通り対応すること。

6 留意事項

(1) 本業務の実施にあたっては、関係法令を遵守し、市と協議を重ねながら適切に履行すること。

(2) 本業務により制作された成果品の一切の著作権は、全て市に帰属するものとする。

(3) 広告物等に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託金額に含むものとする。

(4) 受託者は、市が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。

(5) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保障すること。

(6) 第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けた時には、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む）において解決すること。

(7) 受託者は、別添「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」の記載内容を遵守し、本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、委託業務期間内及び委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た秘密、個人情報等の取り扱いについて厳守すること。

(8) 本業務の成果品に対する契約不適合の取り扱いについては、受託者の契約不適合担保責任期間を契約満了後1年間とする。

(9) 各業務に係る撮影、編集、作成、報告等の一切の経費は委託金額に含むものとする。

7 その他

(1) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、市と受注者が協議のうえ、定めることとする。

(2) 上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上必要と思われるものについては本業務の範囲内とする。